

委員長談話

平成19年10月12日

千葉県人事委員会委員長 浜名 儀一

1 本日、人事委員会は、議会及び知事に対して、職員の給与等について報告及び勧告をいたしました。

本年は、職員の給与と民間給与を比較したところ、本県職員の月例給、特別給のいずれもが民間給与を下回っていることが明らかになりました。そのため、6年ぶりに月例給を本年4月から0.11%（469円）引上げ改定することとし、給料表については、初任給を中心に若年層に限定した改定を行い、中高年齢層については据え置くこととしました。併せて、子等に係る扶養手当の引上げ及び地域手当の繰上げ改定を行うこととし、期末・勤勉手当については、民間の水準に見合うように0.05月分引上げを行うこととしました。

2 また、昨年度から取り組んでいる給与構造の改革については、本年は平成20年度に実施する措置として、地域手当の支給割合の改定を行うこととしました。

3 さらに、公務運営については、能力・実績に基づく人事管理、職員採用試験の年齢要件、勤務環境の整備に関して報告いたしました。

4 人事委員会の勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するものであり、職員の給与水準を民間企業の従業員の給与水準と均衡させることを基本に、社会経済情勢全般の動向等を踏まえながら勧告を

行っています。

- 5 議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、本年の勧告を速やかに実施されるよう要請いたします。
- 6 なお、職員の給与については、現在、減額措置が実施されているところですが、職員にとって大きな影響があることから、早期に解消し、人事委員会勧告に基づいたあるべき職員の給与水準が確保されることを強く望みます。
- 7 職員においては、県民の公務に寄せる期待と信頼に応えるため、一人ひとりが、改めて全体の奉仕者としての高い使命感と倫理観を持つとともに、常に県民の視点に立ち、より効率的で的確な公務運営を目指し、職務遂行に全力を注ぐことを要望します。
- 8 県民の皆様には、人事委員会の行う勧告の意義と、職員がそれぞれの職務を通じ、県民福祉の向上に日々努めている実情について、深い御理解をいただきたいと思います。